

プラスチック製容器包装の分別

分別／ごみ出しのポイント！

➤ このマークのものだけを分別

➤ 無色透明袋で出す（レジ袋は使用不可）



解説① (=プラマーク) の表示は、中身を消費したり、取り出したら不要になるプラスチック製の商品を入れるもの（容器、包んでいるもの（包装））についています。
※ の表示のあるものは「ペットボトル」です



解説② マークにご注意ください
 このマークの表示がある場合はPET樹脂でできていますが、洗浄や臭いの除去が難しいため「プラスチック製容器包装」です。

ルール違反していませんか？

ルール違反の理由は……答えは裏面です

- 汚れのひどいものが混入
- 二重袋での排出
- PET ペットボトルの混入
- のないプラスチック製品の混入

ルール違反の理由！

汚れ



リサイクルの質が低下するからです

汚れがついたままだとリサイクルに支障があるばかりか、他のきれいな容器包装に汚れやにおいが移ってしまい、衛生状態も悪くなります。汚れは取り除いてから排出してください。



二重袋



収集、選別作業（チェック）が困難だからです

収集されたごみ袋は、外袋を機械で取り除き、中に異物などがないか手作業で確認を行っています。袋が二重になっていると、収集時の確認が困難であるばかりか、中の小袋はそのままベルトコンベアに流れてきて、迅速な確認作業の妨げとなります。



混入



平成23年4月から別収集となっているからです

ペットボトルを分けることで、より質の高いリサイクルが可能になります。 か のマークを確認し、ボトル本体は「ペットボトル」に、キャップとラベルは「プラスチック製容器包装」に分別してください。



以外



だけが対象なのは法律に基づきリサイクルしているからです

根拠となる法律は「容器包装リサイクル法」です。法律名のとおり“容器”“包装”だけが対象であり、対象のものにマークがついています。この法律は、かさばる容器包装ごみを減らして、リサイクルを推進するために制定されました。

ルール違反は収集できません

違反シールが貼られたら内容を確認して再分別をお願いします

例 可燃ごみになるプラスチック

プラスチック製品で、それ自体を道具として使うもの

- ビデオテープ・カセットテープ CD・DVD（ケースを含む）
- バケツ・洗面器
- 洗濯物干し 洗濯ばさみ
- プラスチックハンガー
- プラスチックまな板
- プラ食器
- ストロー バラン
- 整理用カゴ
- プラ製植木鉢
- ホース
- プラ製くし
- 歯ブラシ
- プラ製ライター
- タッパー
- ジッパー付ビニール袋

例 粗大ごみになるプラスチック

- 灯油用ポリタンク
- ライト
- 電子タバコ
- コンパクト
- ジョイントマット
- おもちゃ（人形・プラモデル・フィギュア）
- 風呂のふた
- 電池を使うおもちゃ
- 延長コード
- 時計
- プラ製の文具
- クリアブック・クリアファイル
- 収納BOX
- 車用の日除け
- ビニールひも
- 結束用バンド

きちんと分別できているかチェックされています

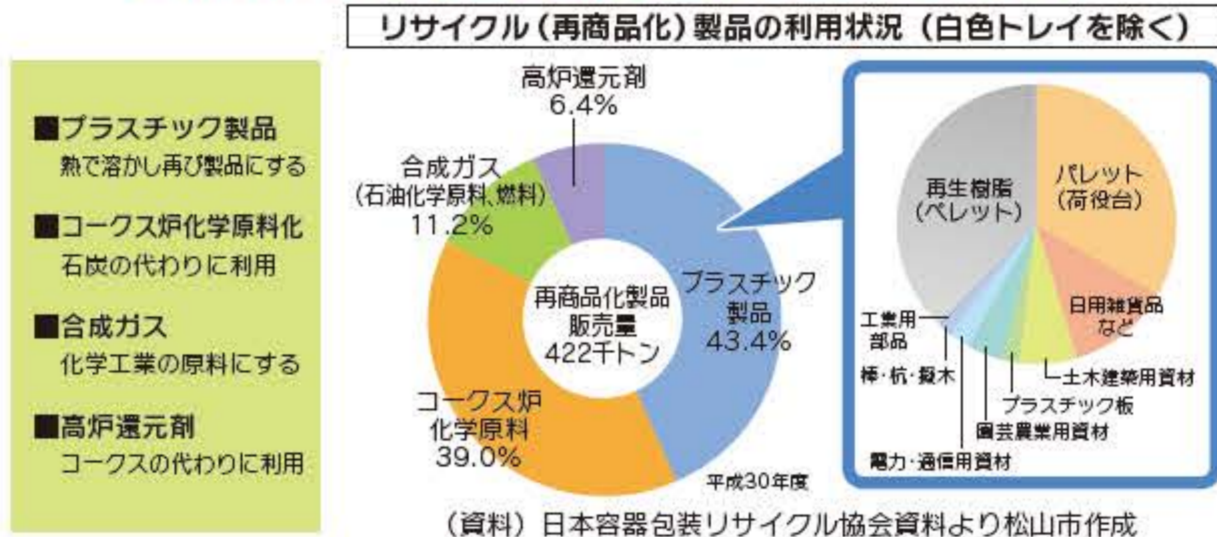
異物等のチェックをしてリサイクル工場に出荷していますが、工場では、更に法律に基づく品質検査を受けます。この検査結果が悪ければ、引取ってもらえなくなる場合がありますので、 以外のものの混入や汚れのない質の良さが求められます。



循環型社会の一員になろう！

リサイクルは皆さんの協力が欠かせません。対象となるものを、分別ルールを守ってごみ出しすることが肝心です。「ごみを資源に」を合言葉に、ご協力をお願いします。

プラスチック製容器包装ごみはどんなものに生まれ変わっているの？



もっと詳しく知りたい！！という方はこちらにアクセス！
<http://www.jcpra.or.jp/>（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会HP）このサイトにある「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの？～」を見れば、市町村ごとの「リサイクル実績」「分別収集後のゆくえ」「リサイクル製品の紹介」などを確認することができます。

